

丸山台まちづくりガイドライン

(平成 18 年 3 月 5 日制定)

(令和 2 年 12 月 15 日横浜市変更認定)

1. まちづくり基本方針

丸山台自治会（以下、自治会という）においては、平成 3 年 4 月に「丸山台住環境保護のための基本原則」並びに「丸山台地区内に於ける共同住宅及び店舗、店舗付住宅建築に関する規定」が作成されました。また、平成 16 年 10 月に横浜市の条例として「港南丸山台地区地区計画」が制定されるなど、丸山台地区の住環境の維持・保全に努めてまいりました。丸山台地区がおかれている社会状況も変化があり、様々な人が住みやすいまちにしていくためにまちづくりの基本方針を見直しました。

＜明るく、安全な街＞丸山台

＜静かで、みどりの多い街＞丸山台

＜美しく、清潔な街＞丸山台

＜「やすらぎ」と「活気」が、ほどよく調和する街＞丸山台

＜様々な人が住みやすい、人にやさしい街＞丸山台

2. まちづくりの目的

自治会においては、丸山台地区が将来にわたり、基本原則にうたわれているようにより良い住環境を維持・保全し、また、地区計画の内容が確実に守られるように具体的に示した指針、「丸山台まちづくりガイドライン」を作成し、周知徹底することといたしました。

3. 建築等行為において遵守すべき事項

建物等を新築・増築・改築・建替・取り壊しをする場合、又は新たに店舗（店舗付住宅を含む）を出す場合、屋外広告物等（点滅装置・映像装置等）の新設又は変更、或いは、営業用駐車場を設置する場合には、以下の事項を守ってください。

- (1) 工事着工前に別紙の「丸山台まちづくり連絡書」を自治会住環境部へ提出する。
- (2) 建築等を行うに当たっては、建主や建築等の関係者は、近隣住民に対し説明をし、原則了解を得られるように努める。近隣住民から資料を求められたら個人情報以外の図面などを用い十分な説明をし双方の理解を深める。又、室外機や窓などの位置に関して近隣に対するプライバシーや、騒音などに十分配慮する。
- (3) 建物や塀等の色彩については、原色など刺激的な色彩を避け周辺との調和に十分配慮する。
- (4) 宅地の地盤面については、周辺とのバランスを崩さないよう、出来るだけ変更しない。
- (5) 擁壁については、関係法規制を遵守した上で、周囲に威圧感を与えないよう十分配慮する。

- (6) 階数の制限は特に設けないが、近隣に対してプライバシーなどに配慮する。
- (7) 垣・塀については、ブロック塀や石塀は避け、出来るだけ生垣とするか、透視性のあるフェンスに植栽を施し、通行に安全で支障がないよう改善を行うことも含め、適切な維持管理を行う。
- (8) 敷地内の緑化に努め、治安上、衛生上及び美観の面から、適切な維持管理をする。
- (9) 商店については、商品・ごみ等を適切に保管し、歩行者の通行の妨げにならないようにする。又、騒音・振動・臭気等の防止又は抑制、屋外広告物等（点滅装置・映像装置等）について協議をし、周辺に対して十分配慮する。
- (10) 駐車場として利用する場合には、場内から雨水や土砂が流出しないよう、排水措置を講ずるほか、出入り口の位置・構造については安全面に十分配慮する。
- (11) 外階段を設置する場合は、近隣に対しプライバシーや騒音に十分配慮した位置・材質等にする。
- (12) 共同住宅（アパート、マンション、テラスハウス、貸家等）について、敷地内に、樹木を植え、街並みに調和するように十分配慮する。又、ごみ置き場を敷地内に設置するよう十分配慮する。
- (13) 共同住宅及び店舗の建築、営業用駐車場の設置を計画するに当たっては、事前に自治会と建築（設置）関係者で協議し、工事その他に関する協定書を作成し締結する。

4. 民泊において遵守すべき事項

住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）に規定する届出住宅（いわゆる「民泊」）をする場合は以下の事項を守ってください。ただし、マンション管理規約で禁止している場合は、管理規約を優先します。

- (1) 「丸山台まちづくり連絡書」を自治会住環境グループへ提出してください。
- (2) 「家主居住型」としてください。
- (3) 近隣への生活に影響がないよう騒音等に気をつけてください。
- (4) ゴミ出しは事業系ごみとして適切に行ってください。

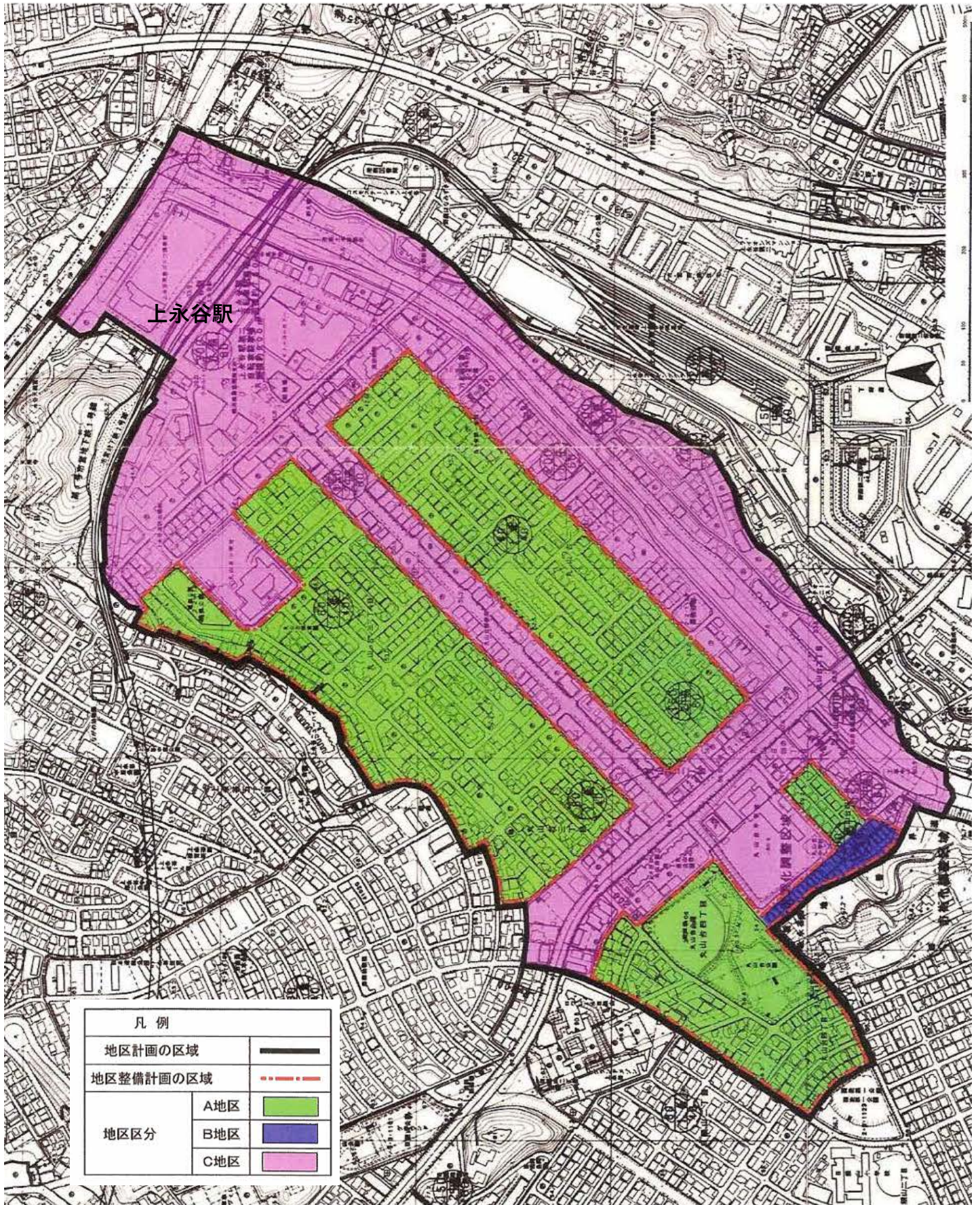
5. まちの美化において遵守すべき事項

丸山台地区内では以下の事項を守ってください。特に上永谷駅周辺では（3）と（4）の事項を守りまちの美化に努めることとします。

- (1) 近隣への生活に影響がないよう騒音等には気をつけてください。
- (2) ゴミ出しはルールを守り、適切に行ってください。
- (3) ゴミや煙草のポイ捨ては止めてください。
- (4) 駅前広場、公園、道路等の公共的空間においては動物や鳥などへの餌やりは止めてください。

対象区域図

「丸山台まちづくりガイドライン」の活動対象区域は、丸山台自治会規約第2条の区域とし、「港南丸山台地区地区計画」に定める区域と同一であり、下記の対象区域図（面積約68.5ha）のとおりである。



丸山台まちづくり連絡書

〒233-0013 横浜市港南区丸山台2丁目9-49

丸山台自治会 住環境交通部

届出日 令和 年 月 日
届出者 住所
氏名 印
(電話番号)

丸山台まちづくりガイドラインに基づき下記の通り連絡いたします。

場所	横浜市港南区丸山台
届出主	住所 氏名 電話 ()
地区計画	A地区 B地区 C地区 (いずれかを○で囲む) ※A地区、B地区の区域内の場合は横浜市へ「地区計画区域内における行為の届出書」及び「建築等行為届出書」の提出が必要になります。 C地区の区域内の場合は横浜市へ「建築等行為届出書」の提出が必要になります。
届出種別	建築物等 ・ 屋外広告物等 ・ 住宅宿泊事業 (いわゆる「民泊」)
主要構造	造
階数	地下 地上
用途	専用住宅 店舗 店舗併用住宅 その他 ()
工事種別	新築 増築 改築 建替 取り壊し 店舗出店 その他 ()
添付図面	建築概要、配置図 (壁面後退距離、駐車場、物置、室外機等)、立面図 (窓の位置)、案内図等
建築の色彩	外壁の色 : 屋根の色 :
外階段	有・無 外階段設置の場合 : 図面添付 (平面・断面) 構造
立体駐車場	配置図等
施工者	住所 氏名 電話 ()
工事管理者	住所 氏名 電話 ()
工事予定月日	取り壊し予定、 着工予定、 完工予定 令和 年 月 日、 年 月 日、 年 月 日、
特記事項	

TEL : 090-6706-8825

FAX : 045-374-3643

MAIL : Infomaruyamadai@snow.ocn.ne.jp